延岡市狭あい道路の整備に関する要綱

平成12年12月20日

告示第219号

（目的）

第１条　この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、市民の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を行うことにより、安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「狭あい道路」とは、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による開発行為（自己の居住の用に供する建築物（法第２条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を建築（法第２条第13号に規定する建築をいう。）する目的で行う開発行為を除く。）の許可を受けようとする開発区域に含まれるものを除くものとする。

⑴　法第42条第２項の規定により市長が指定した道路

⑵　前号に掲げるもののほか、現に歩行者及び車両の通り抜けがある道路状の公有地等（国又は地方公共団体が所有又は永続的に維持管理している土地をいう。以下同じ。）で、市長が、当該公有地等の拡幅整備を行うことが、この要綱の目的に寄与すると認めるもの

２　この要綱において「所有者等」とは、狭あい道路に接する土地の所有者又はその土地について、使用、収益若しくは処分の権限を有する者をいう。

３　この要綱において「道路後退線」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　第１項第１号の規定による狭あい道路においては、法第42条第２項の規定に基づき、道路とみなされる土地の境界線をいう。

⑵　第１項第２号の規定による狭あい道路においては、道路後退を行おうとする土地の対面に存する土地と当該狭あい道路との境界線を起点として、水平距離で4.0ｍの線をいう。

⑶　前２号の規定にかかわらず、狭あい道路に接する土地が、公有地等であるときは、当該公有地等の対面に存する土地と当該狭あい道路との境界線を起点として、水平距離で4.0ｍの線をいう。

４　この要綱において「後退用地」とは、狭あい道路と道路後退線に囲まれた土地の範囲をいう。

５　この要綱において「工作物等」とは、法第88条に規定する工作物、門、塀、生垣、樹木等で道路の通行上支障となるものをいう。

６　この要綱において「道路中心標」とは、狭あい道路の中心を明示する鋲、杭等をいう。

７　この要綱において「道路後退標」とは、道路後退線上の主要な位置に設置する杭、金属製プレート等をいう。

８　この要綱において「後退用地の整地」とは、狭あい道路を拡幅し、整備するうえで障害となる後退用地内に存する建築物及び工作物等を除却し、後退用地と敷地の境界線を明確にすることをいう。

９　この要綱において「後退用地の整備」とは、前項の整地された後退用地に舗装等を行い、安全に通行できる道路としての機能を持たせることをいう。

（市の責務）

第３条　市長は、この要綱の目的を達成するため、所有者等及び設計者等に適切な指導、助言を行うとともに狭あい道路の拡幅整備に対し理解と協力を得るよう努めるものとする。

（所有者等の責務）

第４条　所有者等は、この要綱の目的の達成のために、良好な居住環境の創出に努めるものとする。

（設計者等の責務）

第５条　設計者、工事施工者及び工事監理者等は、この要綱の目的の達成のために、前条に規定する所有者等の責務を認識し、その遂行に協力するよう努めなければならない。

（事前協議等）

第６条　狭あい道路に接する土地において、法第６条第１項の規定による建築確認の申請をしようとする所有者等は、当該確認申請書を提出する日までに、狭あい道路後退事前協議書（様式第１号）により、市長に協議しなければならない。

２　市長は、前項の協議が完了したときは、狭あい道路事前協議済通知書（様式第２号）により、所有者等に通知するものとする。

（後退用地の整地）

第７条　前条第１項に規定する協議により、後退用地を寄付することとなった所有者等は、後退用地を寄付しようとする日の前日までに、当該後退用地の整地を行わなければならない。

（道路中心標等の設置）

第８条　市長は、狭あい道路に道路中心標が設置されていないときは、当該職員に道路中心標を設置させるものとする。

２　道路後退標の交付を受けた所有者等は、当該道路後退標を道路後退線上の主要な位置に設置するものとする。

（所有者等の義務の承継）

第９条　所有者等は、後退用地が含まれる土地の譲渡又は貸地をするときは、譲受人又は借地人に対し、この要綱に基づく指導及び助言の内容を継承させなければならない。

（後退用地の寄付）

第10条　市長は、第６条に規定する事前協議の結果、後退用地の寄付を受けることとなったときは、当該後退用地の測量、分筆（分筆を行うために要する周辺土地の必要最低限と認められる地積及び字図の更正を含む。次条において同じ。）及び所有権移転登記を行うものとする。

２　所有者等は、寄付を行う後退用地に私権の設定があるときは、これを抹消しなければならない。

３　私道に接する後退用地を寄付しようとする所有者等は、当該私道の用に供している土地の全部若しくは一部を含めてこれを行わなければならない。

（後退用地の測量等）

第11条　市長は、第10条第１項に規定する後退用地の測量、分筆及び所有権移転登記事務については、嘱託登記事務委託契約に基づき、これを行う。

（後退用地の整備）

第12条　市長は、後退用地の寄付を受けたときは、後退用地の周辺の状況を踏まえたうえで、当該後退用地の整備を行うものとする。

２　前項の後退用地の整備は、予算の範囲内において、これを行うものとする。

３　後退用地の寄付を行わない所有者等は、後退用地及び当該後退用地に残存する工作物等について、当該狭あい道路における人の安全な通行に支障がないよう当該工作物等を適正に維持管理しなければならない。

（補償）

第13条　市長は、第７条に規定する後退用地の整地が完了したときは、所有者等が整地に要した費用のうち、後退用地に存する工作物等の除却に伴う損失の全部又は一部を補償することができる。ただし、次のいずれかに該当するときは補償しない。

⑴　国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる団体若しくは機関が後退用地の整地を行うとき

⑵　所有者等が後退用地を市に寄付しないとき

⑶　第６条第１項の規定による協議を行う前に、後退用地に存する工作物等の除却を行っているとき

２　前項の規定による補償の対象工事及び補償金の基準額は、九州地区用地対策連絡会が発行する損失補償基準標準書（以下「標準書」という。）に基づき、市長が別に定める。

３　前項の標準書の単価の採用年度は、工作物等の現況調査を４月１日から７月31日までにしたときは前年度発行の標準書に基づき、当該現況調査を８月１日から３月31日までにしたときは現年度発行の標準書に基づくものとする。

４　市長は、第１項の規定により所有者等に補償を行うときは、当該所有者等と補償契約書（様式第３号）により、補償契約を締結するものとする。

　（補償の限度額）

第14条　前条第２項に規定する補償金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　敷地を構成している擁壁の除却に係る補償金の限度額は、50万円とする。

⑵　前号に掲げる擁壁以外の工作物等の除却に係る補償金の限度額は、30万円とする。

　⑶　前各号の規定による補償金の合計額が、50万円を超えるときは、50万円とする。

附　則（平成12年12月20日延岡市告示第219号）

（施行期日）

１　この要綱は、公表の日から施行する。

（建築物の建築行為のない場合の後退用地の寄付）

２　この要綱の規定は、所有者等が建築物の建築行為をせず、後退用地を寄付しようとする場合について準用する。この場合において、第６条第１項中「法第６条第１項の規定による建築確認の申請をしようとする所有者等は、当該確認申請書を提出する日」とあるのは「建築物の建築等を伴わず、後退用地を寄付しようとする所有者等は、寄付しようとする日の14日前」と読み替えるものとする。

附　則（平成15年１月27日延岡市告示第17号）

この要綱は、公表の日から施行し、同日以後に第６条第１項に基づく協議があったものから適用する。

　　　附　則（平成22年10月13日延岡市告示第304号）

１　この要綱は、平成22年８月１日から施行する。

２　市長は、第13条第２項に基づく補償金の基準額は、毎年７月末までに改定しなければならない。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成27年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の要綱の規定は、施行日以後に第６条第１項に規定する協議があったものについて適用し、同日前に協議があったものについては、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、施行日以後に第13条第４項に規定する補償契約を締結するものについては、改正後の第14条の規定を適用する。

　　　附　則（令和４年４月１日延岡市告示第247号）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。